

### 愛知自治体キャラバン実行委員会からの請願・陳情に対する回答

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

回 答 (情報政策課)

情報システム標準化に際しましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきつつも、地域の実情に即した柔軟な対応が可能となるよう努めております。本市が独自に行っている施策につきましては、情報システム標準化のもとでも引き続き実施するよう進めてまいります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

回 答 (情報政策課)

市民が安心して行政サービスにアクセスできる環境を整えるため、デジタル技術の活用を支援するための講座の開設やスマートフォン教室の開催など、デジタルデバイドを解消するための取組を継続的に実施してまいります。

また、申請方法につきましても、市民サービス維持の観点から最適な手段を検討した上で、国の目指す「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指してまいります。

## 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★(1)介護保険料・利用料など

①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

#### 回 答 (長寿課)

近年、要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護給付費が大幅に増加していることから、その財源となる介護保険料を引き下げる予定はありません。

なお、保険料段階を国よりも多段階に設定するとともに、第1段階・第2段階の保険料率を国よりも低く抑え、応納負担を強めております。

また、第1段階・第2段階ともに低所得者の保険料軽減幅を最大限適用しており、低所得の方に十分配慮した保険料となっていると考えております。

ただし、介護保険が社会保険方式を採用しており、受益者負担の観点から、第1段階・第2段階の方の保険料を免除する予定はありません。

②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

#### 回 答 (長寿課)

本市におきましては、収入減少を理由とした減免制度の要件につきまして、前年所得要件で低所得の方がより大幅な減免を受けられるようになっており、低所得の方に配慮したものとなっていることから、前年所得要件及び減免割合の変更は考えておりません。

また当年所得減少割合につきましても、県内他市町村と比較しても著しく乖離しておらず、減免制度の趣旨や介護保険が社会保険方式を採用していることを鑑み、現行割合からの変更も考えておりません。

③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

#### 回 答 (長寿課)

本市における低所得者の介護保険料につきましては、保険料軽減幅を最大限適用しており、低所得の方に十分配慮した保険料となっていると考えており、介護保険が社会保険方式を採用していることから、低所得である理由のみをもって保険料を免除する予定はありません。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

#### 回 答 (長寿課)

低所得の方が利用する訪問介護につきましては、一定の条件を全て満たした場合、利用料の一部を助成しております。

また、生計中心者の収入減少における減免につきましては、規則で要件区分に応じた減免割合や減免対象期間を定めており、現時点での減免制度の拡充は考えておりません。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

回 答（長寿課）

介護保険施設入所者のうち、低所得者の食費、居住費の補助につきましては、介護保険における特定入所者介護サービス費において既に措置されております。

また、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度も実施していることから、在宅で介護サービスを受ける方との給付のバランスも鑑み、本市独自の助成制度は検討しておりません。

## (2)介護保険サービス

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス（「現行相当サービス」）が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

回 答（長寿課）

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、令和3年4月から、従来の対象者に加え、継続利用要介護者が加えられました。当時は継続利用要介護者が利用できるサービスが、ボランティア団体が実施している住民主体のサービス（B型・D型）に限られておりましたが、令和6年4月から、これらのサービスに加え、緩和された基準による訪問型・通所型サービス（A型）も利用できるようになりました。これは国が定めた制度ですが、ご要請の内容を実施すると地域支援事業の対象外となる恐れがあることから、現時点では考えておりません。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

回 答（長寿課）

福祉用具貸与の対象品目は国が定めており、今般の制度改正により対象品目が縮小されたということはありません。

また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにとのことですが、軽度者に係る対象外品目につきましては、国の通知により、原則として貸与できないとされておりますが、一定の手続により、市でその必要性が認められれば貸与できるものとされております。

## ★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

回 答（長寿課）

愛知県が実施する助成制度に、「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金」や「介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金」等があるため、現時点で本市独自の施策は検討しておりません。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

回 答（長寿課）

愛知県による特別養護老人ホーム入所待機者調査の結果では、本市の要介護3以上の待機者は、令和7年7月時点で30名でした。

本市においては、第9期高齢者保健福祉計画において、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定しており、施設待機者の解消に努めております。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

回 答（長寿課）

特別養護老人ホームにつきましては、原則要介護3以上の方が入所する施設であり、対象外の方に対して、入所希望者の最新の実態を把握する予定はありません。

また、「特例入所」につきましては、市のホームページにて広報しており、特例入所の相談があった場合には、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に沿って入所の妥当性を審査しております。

#### ★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

回 答（長寿課）

介護職員の処遇改善・人材確保につきましては、その原資として介護報酬において介護職員等処遇改善加算が措置されており、同加算は令和6年6月に見直されております。本市においては、当面の間、この見直しの効果を見定めるものとし、現時点で本市独自の施策を検討しておりません。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

回 答（長寿課）

一人夜勤につきましては、介護報酬において既に夜間支援体制加算が措置されていることから、市独自の施策は考えておりません。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

回 答（長寿課）

事業所や施設等の事情によりやむを得ず8時間以上の長時間労働が行われる場合は、時間外勤務手当の支給や振替休暇の付与など、法令等に沿った対応とともに、職員の健康面に配慮したシフトであるか等注視してまいります。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

回 答（長寿課）

夜間支援体制加算を算定している事業所につきましては、夜間支援体制加算に係る届出書の提出を求めており、それにより夜勤体制についての把握が可能です。加算を算定していない事業所への実態調査については実施する予定はありません。

## (5) 高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

回 答 (長寿課)

現時点では高齢者の補聴器購入に対する補助制度を設ける考えは持ち合わせておりませんが、今後も情報収集に努めてまいります。

また、無料検診事業につきましては、国において難聴に対する検診については、費用対効果を含めて検討が必要とされていることから、国の動向に注視しつつ、情報収集に努めてまいります。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

回 答 (長寿課)

公共施設等で開催されているボランティアによる「ミニデイサービス」に対し、実施団体の活動支援のための補助金を交付しております。

また、認知症カフェを市内5か所で行っており、そのうち、事業所が地域貢献事業で行っている認知症カフェ1か所以外の4か所で助成をしております。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

回 答 (長寿課)

現在身体機能の維持や健康増進を図ることを目的に、80歳以上の方を対象に、市営バスやタクシーの料金助成を実施しております。

## (6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

回 答 (長寿課)

認知症施策推進計画につきましては、今後愛知県が策定する計画を基本に、認知症の方やそのご家族の意見を認知症カフェの場などで聞き、本市の実情に即した「新しい認知症観」の計画となるように、検討し準備を進めております。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

回 答 (長寿課)

認知症の方の事故に対する損害補償につきましては、すでに複数の損害保険会社において、個人で加入できる認知症高齢者の事故に対応した個人賠償責任保険が発売されております。

また、個人賠償責任保険には、火災保険などの特約で加入できるものもあり、本市が損害賠償責任保険に加入した場合、認知症の方のご家族が加入している個人賠償責任保険の補償内容と重複することも考えられることなどから、今のところ市としての加入は考えておりません。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

回 答（長寿課）

現時点で、実施は考えておりません。

#### ★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

回 答（長寿課）

本市におきましては、各年12月31日時点において65歳以上で、要支援2以上かつ障害高齢者自立度A以上の方全員に対しまして、障害者控除の対象者に該当するとして、同認定書を自動的に個別送付しております。

## 2. 国保の改善

### ★(1) 保険料(税)の引き下げ

① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

#### 回 答 (保険医療課)

平成30年度より、新たな国民健康保険制度が施行され、都道府県が財政運営の主体となりましたが、被保険者は年々減少しており、国民健康保険が抱える構造的な問題や少子高齢化の進展などにより、一人当たりの医療費は増加傾向が続いており、国民健康保険財政の運営は非常に厳しいものになっております。本市におきましても、令和5年度決算において赤字が発生したため、令和7年度を初年度とする赤字削減・解消計画を策定しました。

これまで段階的に愛知県が示す標準保険税率と同等になるように見直しつつも、物価高騰対策などにより大幅な引き上げは見合わせてきましたが、現行制度において赤字の解消には税率改定以外に方法が無く、今後も段階的に引き上げる方向で継続する予定です。

今後は赤字を解消するため、更なる歳入確保に向けて適正な賦課、徴収体制の確立を図るとともに、歳出では医療費抑制につながるよう保健事業の効率的な推進を図り、財政運営の健全化を目指していく必要があると考えております。

② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

#### 回 答 (保険医療課)

令和6年度におきまして、これまで積み立てられてきた基金は全て取り崩し、保険税収入の不足などによる赤字補てんのために活用いたしました。令和6年度の決算に伴う剰余金につきましては、令和7年度の保険税収入の不足分に充当して活用していきます。

### ★(2) 保険料(税)の減免制度

① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

#### 回 答 (保険医療課)

保険税につきましては、同じ医療費水準や所得水準の被保険者であれば、全国同じ基準で受益に応じた公平な保険税を設定することが望ましいとされております。このため、保険税に関する基準は、「従うべき基準」として、国の基準を超えて、独自に一律の保険税軽減を条例で定めることはできない仕組みとされているほか、減免の仕組みにおきましても、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、適切ではないとされております。

低所得世帯の保険税を画一的な基準で軽減するための法定外繰入につきましては、計画的に削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と位置づけられております。

赤字補填や保険税の負担軽減を図るためなどの決算補填等を目的とした法定外の一般会計からの繰入は、国の通知や愛知県国民健康保険運営方針におきましても、計画的に解消・削減を進めるべきである旨、定められております。将来に渡って健全な国保の財政運営を行うことを考えますと、慎重に検討する必要があると考えております。

② 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

#### 回 答 (保険医療課)

保険税の賦課に関する事項につきましては、政令で定める基準に従って条例で定めているため、保険税を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険税の減額賦課につきまして条例で定めることはできない仕組みとされています。

なお、未就学児の均等割保険税の軽減制度につきましては、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険税の負担軽減を図る趣旨で実施されております。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

回 答 (保険医療課)

失業や事業の休廃業による収入減少を理由とした減免制度につきまして、前年所得要件や当年所得減少割合及び減免割合を変更することは、保険税額への転嫁につながるため、国などからの財政支援策がない限り、今のところ変更する予定はございません。

### ★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

回 答 (保険医療課)

保険税を1年以上滞納している世帯に対して発行する特別療養費の資格確認書(医療機関窓口での医療費10割負担)は、法令により交付が義務付けられておりますので、法令に従い、適切に交付する必要がありますが、本市においてまだ適用はしていません。今後、交付する場合には納付できない特別の事情(災害、事業の休廃業、失業等)の有無や納付相談の状況、所得・資産の状況などを勘案して交付していきます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

回 答 (保険医療課)

収納担当部署におきまして、滞納されている方との滞納解消に向けた面談を行い、生活実態に配慮しながら適正に実施しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

回 答 (保険医療課)

収納担当部署におきまして、滞納をされている本人から事情をよく聞きながら差押禁止財産を始めとした法令の規定を遵守し実施しております。

### (4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

回 答 (保険医療課)

傷病手当金制度や出産手当金制度につきましては、労働者を対象に標準報酬額を基準に労働対価の補償を行うという社会保険制度として始まっているため、保健医療を主体とした国民健康保険とは性格や加入者の構成も異なります。独自で対象を拡大するには財源が必要となり、保険税額への転嫁につながるため、国などからの財政支援策がない限り、今のところ対象を拡大する考えはございません。

## (5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

回 答（保険医療課）

生活が著しく困難となった場合でも被保険者が医療を受けられるよう、生活保護基準を基に減免制度を設けております。その拡充につきましては、財源を保険税に転嫁せざるを得なくなることから、今のところ考えておりません。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

回 答（保険医療課）

制度の周知につきましては、市広報誌・ホームページ、国民健康保険税納税通知書に同封するリーフレットに掲載しております。また、生活困窮担当部署にも相談をされた方に制度をご案内いただくよう依頼をしております。

## ★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

回 答（保険医療課）

令和7年7月にマイナ保険証連携した方につきましては「資格情報のお知らせ」を、連携していない方につきましては「資格確認書」を送付しました。「資格情報のお知らせ」につきましては一定数のお問い合わせはありましたが、マイナ保険証の理解が得られていると考えております。来年度以降も、一律に資格確認書を交付することは考えておりませんが、引き続きマイナ保険証の利用率や、厚生労働省の考え方を参考にしながら、事務を行っていきます。

### 3. 生活保護・生活困窮者支援

#### (1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

#### 回 答（地域福祉課）

現在、国の制度に上乘せし、市独自で生活費に関する手当を支給することなどは考えておりませんが、生活保護受給者の方に対しまして、必要に応じて家計の相談に応じるなどの支援を行うよう努めております。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

#### 回 答（地域福祉課）

法の趣旨や制度の内容を理解していただくことが、生活保護を真に必要としている方に必要な支援を届けるために重要であると考えております。このため、保護申請の意思確認を行った上で、申請書を速やかにお渡ししております。

また、申請手続きにつきましては、必要に応じて助言等を行い、申請権の侵害がないよう対応しております。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

#### 回 答（地域福祉課）

「生活保護の申請は国民の権利です」と記載した「生活保護のしおり」を市ホームページや窓口で使用しており、制度の趣旨等を正しく理解していただき、制度の周知に努めております。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

#### 回 答（地域福祉課）

居宅生活を営む上で必要となる生活費の金銭管理、現在の生活状況及び本人の意向などを踏まえ、居宅生活を営むことができるか否かケース診断会議を経て決定しており、個々の事情や能力に応じた判断を行っております。また、居宅支援につきましては、居宅設定に係る家賃や敷金等を本人からの申請に基づき、基準額の範囲で支給をしております。

なお、生活保護施設を整備する考えは今のところございませんが、施設入所を希望する被保護者の状況等をみながら、今後の国の動向には注視してまいります。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

#### 回 答（地域福祉課）

生活保護の現制度では、冷房を含む電気代は生活扶助費で賄うこととなっております。また、一定の要件を満たす世帯を対象にエアコンの購入費用等の支給が平成30年7月より始まっております。なお、新規に訪問する場合等、エアコンの設置状況を確認の上、制度の説明を行っております。

また、生活保護受給者に対しまして、熱中症など健康管理への注意喚起やエアコン購入のための他制度の活用などの支援を行うよう努めております。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

回 答（地域福祉課）

扶養照会については、担当ケースワーカーが被保護者から扶養親族の関係性や被保護者の意向などを聞き取り、生活保護法や関係通知に照らして扶養照会を行っております。

引き続き、配慮に欠けた取扱いで生活保護の申請を躊躇することがないように、慎重に対応してまいります。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

回 答（地域福祉課）

車の使用の要件につきましては、国の実施要領等で定められており、市独自の判断で要件を緩和することは考えておりません。

なお、車を処分しないと生活保護の申請ができないということではありませんので、生活にお困りの場合は、ためらわずにご相談いただけるよう配慮し、適切な保護の実施に努めております。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

回 答（地域福祉課）

本市では、ケースワーカーの担当世帯数が国の定める標準を上回ることはないよう努めており、必要に応じて人員の要望を行うことで、ケースワーカーが適切に支援を行える体制を整えております。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

回 答（地域福祉課）

ケースワーカーの配置につきましては、現在2名の男性となっております。女性の被保護者から男性に伝えづらい女性ならではの相談を受けるに当たり、女性による対応を希望されたときは、被保護者の同意の下課内の女性職員が同行するなどの対応を行っております。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

回 答（地域福祉課）

ケースワーカーや面接相談員は、社会福祉主事の資格を持って業務を行うように努め、研修には積極的に参加し、知識向上を図っております。

なお、「ケースワーカーの外部委託化」を行うことは考えておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

回 答（地域福祉課）

本市における就労支援は、正規職員のケースワーカー2名と会計年度任用職員1名で対応しております。支援員は、国や県が実施する研修等に参加することで、知識・専門性の向上を図っております。

## (2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

### 回 答 (地域福祉課)

本市の自立相談支援につきましては、平成27年度から現在まで直営で実施しております。また、自立相談支援は、市内だけでなく市外も含め、様々な関係機関と連携を図っております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

### 回 答 (地域福祉課)

現在本市では、地域居住支援については、自立相談支援事業の中で、住居の確保に関する支援等を行っており、事業としての実施についても情報収集に努めてまいります。また、広報誌に相談窓口と対応時間を毎月掲載しており、市ホームページにも掲載しております。また、しおりは作成していませんが、生活困窮に関するチラシ作成してご案内しております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

### 回 答 (地域福祉課)

生活困窮者の方に対し、市独自で物価高騰による生活支援の手当を支給することは考えておりませんが、生活困窮者の方が相談におみえになった場合は、状況やお気持ちをしっかりとお聞きした上で、適切な制度につなぎ、支援を行ってまいります。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

### 回 答 (地域福祉課)

低所得世帯に対して、市独自でエアコンの購入や設置に対する助成を行うことにつきましては、現時点で予定しておりません。今後の国の動向を注視してまいります。

#### 4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

回 答 (保険医療課)

一概には比較できませんが、全国的に見て愛知県は比較的对象範囲も広く、手厚い福祉医療制度を取り入れております。その愛知県内にあっても、本市の医療費助成制度は、県内で平均的な内容を維持しております。限られた予算の中で事業を行っておりますので、今後制度を維持するためには、事業の取捨選択は必要になってくる場合があると思っております。福祉医療制度が重要であることは十分承知しておりますので、今後も福祉医療制度を維持するために、引き続き検討してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回 答 (保険医療課)

本市では、子育て世帯が安心して必要な医療を受けられるよう、支援の充実を図ってきており、令和3年4月の入院に続き、令和4年10月より、通院においても対象年齢を18歳の年度末まで拡大しました。また、これまで高校生の入院は償還払いとしていましたが、通院の拡大に合わせ、現物給付化を図り、18歳の年度末まで窓口無料で実施しております。

入院時食事療養の標準負担額につきましては、入院の有無に関わらず食事は日常的にかかる費用であり、在宅で療養している方につきましては助成がないなどの負担の公平性も考慮し、現在は助成の対象には考えておりません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

回 答 (保険医療課)

精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者につきまして、平成元年4月より、指定医療機関で通院療養を受けた方の自己負担額を、継続して助成を行っております。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

回 答 (保険医療課)

他の都道府県では所得制限や一部自己負担額があるところも多くあり、一概には比較できませんが、全国的に見て愛知県は比較的对象範囲も広く、手厚い福祉医療制度を取り入れております。本市におきましては、県内で平均的な内容を維持しており、今のところ対象を拡大する考えはございません。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

回 答 (保険医療課)

尾張旭市では、昭和48年6月から市の単独事業として、先進的に妊産婦医療費助成制度を行ってまいりましたが、妊産婦を取り巻く環境が時代と共に変化し、他の支援制度が拡充されたことにより、平成30年3月末をもって制度を廃止しております。

## 5. 子どもの権利保障

### (1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

#### 回 答(こども家庭課)

本市では、ひとり親世帯、生活保護世帯及び生活困窮世帯等の中学生及び高校生等を対象に、子どもの学習支援事業を実施しております。

対象を小学校低学年に拡充することにつきましては、早期に学習習慣を身につける上で意義があるものと考えておりますが、学習支援員をはじめとした人材確保や支援環境の整備などの課題もあることから、現時点で実施の予定はございません。

また、市内のこども食堂に関しては、国・県からの支援策などの情報を共有するほか、公共施設へのチラシ設置等による周知活動を行っております。

#### 回 答(教育政策課)

本市では、学習意欲の充実及び向上や、子どもたちの居場所づくりとなるよう勉強以外のコミュニケーションも図る地域未来塾（無料の学習支援事業）を中学生・高校生を対象として、市内2カ所（東部・西部）で、一般社団法人や市民団体に委託して実施しております。

現状、受入の体制などから、小学生は対象としておりませんが、教育・学習支援を小学校低学年から実施することにつきましては、学習の土台を築き将来の学習意欲と学力の定着を図るうえで大切と考えておりますので、今後、先進自治体の取組について調査・研究してまいります。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

#### 回 答(こども家庭課)

本市では、令和7年4月1日付けでこども家庭センターを設置いたしました。

人員配置につきましては、センター長及び統括支援員に加えて、母子保健機能で11人、児童福祉機能で8人の職員を配置しており、こども家庭センターガイドラインで示された配置人員を満たす体制を確保しております。

### (2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

#### 回 答(学校教育課)

児童扶養手当の所得制限限度額を参考に、1.25倍の基準を設定しており、現時点において見直しは考えておりません。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

#### 回 答(学校教育課)

本市では、就学援助の種類として、学用品費、通学用品費、校外活動費、オンライン学習通信費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費を対象としております。現時点において見直しは考えておりません。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

回 答（学校教育課）

申請は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けています。また、市広報誌、保護者連絡システムやホームページを通じ、年度途中でも申請できることの周知を行っております。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

回 答（教育政策課）

本市の学校給食は、学校給食実施基準に基づく栄養を満たすだけでなく、市域の食材を取り入れた地産地消の献立や食文化を伝えるための行事食を取り入れた献立を提供しており、子どもたちの成長を支える大切なものと考えております。給食費につきましては、学校給食法に基づいて保護者の皆さまにご負担いただいております。今般の物価高騰に伴う子育て家庭への経済的負担の軽減策として、令和7年度も引き続き給食材料費の高騰分を公費負担することで、負担軽減を図っております。

給食費の無償化に当たっては、教育機会の均等性の確保などの面を含め、国による全国一律の対応が求められているものと考えておりますので、その動向について引き続き注視してまいります。

なお、生活困窮者等に対しましては、就学援助制度により、給食費の全額補助を行っております。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

回 答（保育課）

本市の公立保育園では、今年度、食材料費等の高騰に加え、アレルギー対応を図りながら食事の質を確保するため、コストの増加に対応すべく、やむなく給食費の値上げに踏み切りました。今後とも保護者の理解を得ながら、公平かつ適正な負担をお願いしたいと考えております。

なお、年収360万円未満相当の世帯やお子さんが3人以上いる世帯につきましては、国の制度に従い、保育園や幼稚園を利用している3歳児以上の給食費のうち副食費を免除しています。また、県の事業と連携して、物価高騰の影響を受けながら給食を提供している民間保育園に対し、支援金の交付を令和4年度以降、継続的に行っております。こうした国や県の動向につきまして引き続き注視してまいります。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

回 答（保育課）

1・2歳児は以前から5対1の配置としており、3・4・5歳児は一部を除き、改正前の配置基準により定員を設定しています。雇用困難な状況が続いている保育士の確実な加配ができない上、3歳児以下はどの施設も空きのない状況が続いていることから、現時点では新基準に合わせた定員の見直しは難しいと考えています。

そうした中、次年度には民間保育所2か所の開設により、0～5歳児170名の定員増加が見込まれます。これを機に、既存の保育所における利用状況を勘案しながら、順次見直しを進めてまいりたいと考えています。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

回 答 (こども未来課)

現時点で、公立保育所の廃止・民営化・統廃合を行う計画はございません。

認可保育所の整備・拡充につきましては、令和6年度に待機児童が増加に転じたことを受け、令和6年7月に続き、令和7年4月にも小規模保育事業所を1か所開設しました。

また、令和8年4月開園予定の民間保育所を2園、現在整備中です。

回 答 (保育課)

0、1歳児につきましては、待機児童が発生している状況を踏まえ、下の子の出産後に育児休業を取得したときは家庭での保育ができるとの判断から、保育所を利用している場合は退所となります。しかしながら、来年度に保育所整備を行うことから、今後は利用申込みの動向や施設の利用状況を踏まえ、育休退園の見直しを視野に入れていきたいと考えております。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

回 答 (こども未来課)

保育施設等への指導監査につきましては、実地検査を実施し、各施設の保育内容及び安全・安心な保育のための実態把握に努めております。また、監査を行う職員には保育士の有資格者を含めて実施しております。

④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

回 答 (こども未来課)

本市では、令和8年度から事業実施予定ですが、令和7年8月時点で、国からはまだ令和8年度の事業内容の詳細が示されておりません。このため、国が示している令和7年度の事業内容を参考に検討中です。

また、事業実施施設に対しましては、指導監査を実施予定です。

環境整備や職員配置のための本市独自の補助につきましては考えておりませんが、機会をとらえ、国や県に補助金等を要望してまいります。

## 6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

### 回 答（地域福祉課）

本市独自の手当として、尾張旭市重度心身障害児介護手当を支給しています。障がい児の介護世帯の福祉を増進することを目的とし、重度の心身障がいがある18歳未満の子を介護している方で、所得税非課税等一定の要件に当てはまる方につきましては、障がい児1人につき月額1万円を支給しています。障がい者数の増加や療育の必要な児童の増加に伴い、本市の障害福祉サービス給付費は年々膨らんでいることもあり、今のところ手当の増額や新設は考えておりません。

★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

### 回 答（地域福祉課）

現在、市内にグループホームは15か所開設されております。その内、重度障がい者にも対応したグループホームも2か所開設されております。

家賃補助につきましては、1万円を上限とした補足給付が行われておりますが、本市独自の上乗せは考えておりません。

③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

### 回 答（地域福祉課）

夜間の職員体制を1フロアで複数配置とすることは、事業者の運営や経営を圧迫する恐れがあることから、国への要望は慎重に検討するものと考えております。また、既に障害福祉サービス等報酬において「夜間支援体制加算」及び「常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算」があることから、本市独自の補助は考えておりません。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

### 回 答（地域福祉課）

原則、国の基準に基づいて、家族の支援状況等の個別勘案事項を考慮しながら、必要なサービス量を判断し支給しております。また、余暇利用につきましては、地域生活支援事業と組み合わせながら、本人の希望する暮らしの実現に向け、相談支援専門員と連携し本人の意思決定支援に努めております。

また、基本報酬の増額につきましては、令和6年度から移動支援、令和7年度から日中一時支援の報酬の見直しを行い、増額しております。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

回 答（地域福祉課）

障害福祉サービスに係る月ごとの利用者負担につきましては、世帯の所得（18歳以上の障がい者の場合、障がい者本人とその配偶者。障がい児の場合、保護者の属する住民基本台帳での世帯）に応じて、上限額が決められております。障がい者数の増加や療育の必要な児童の増加に伴い、本市の障害福祉サービス給付費は年々膨らんでいることもあり、今のところ全ての方の利用料や給食費を無償にすることは考えておりません。

また、収入要件につきましては国の基準に基づき利用者負担額を決定しております。国の報酬改定等に基づいて適切に対応してまいります。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

回 答（地域福祉課）

個別支援会議等により個々の状況を確認した上で、介護保険サービスへの移行が妥当だと判断される場合には、介護保険サービスの利用申請を勧めております。なお、障がいがあることにより、介護保険での支給量が不足する場合には、個々の状況を確認の上、障害福祉サービスを上乘せ支給しております。介護保険サービスにはない障害福祉独自のサービスにつきましては、引き続き利用することができるようにしております。また、要介護認定で非該当になった場合に、障害福祉サービスの支給時間を減らすことはせず、必要なサービス量を支給しております。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

回 答（地域福祉課）

本市では、特に社会的支援の必要度が高い低所得の障害者世帯に日常生活支援券を配布するにあたり、民生児童委員が自宅を訪問して困りごとの聞き取りを行う実態調査を同時に行い、家族介護の負担が大きい家庭の把握に努めております。

また、令和4年度に障害福祉サービス等事業所において「従業者への定期的な虐待防止研修の実施」及び「虐待の防止等のための責任者の設置」が義務化されて以降、市内の事業所が参加できるよう少なくとも年に1回虐待防止研修を開催しております。

## 7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

### 回 答 (健康課)

带状疱疹ワクチンにつきましては、令和6年4月から任意接種として50歳以上の方を対象に、自己負担の一部助成を開始いたしました。令和7年4月からは、定期接種に位置付けられ対象者の方への公費接種が開始されました。本市では、定期接種開始後も50歳以上の方への任意接種助成を継続し、また、65歳以上につきましては、定期接種、任意接種対象者ともに定期接種と同様の自己負担で接種できるよう体制を整えました。開始後、多くの方に利用していただいているところです。

その他、公費負担による定期予防接種が年々増加してきており、厳しい財政状況下で、任意予防接種の全額費用助成等を行うことは、現在は難しいと考えております。

しかしながら、市民の健康を守るため、国の動向や疾病の流行状況等を総合的に勘案し、一部助成の実施について、検討してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

### 回 答 (健康課)

本市におきましては、平成23年9月から自己負担額5,000円で高齢者肺炎球菌ワクチン接種の任意接種助成を開始し、平成26年10月の定期接種化後は、定期接種者、任意接種者ともに自己負担額2,500円で実施し、現在は、定期接種のみ実施しています。

なお、現在、県内自治体の自己負担額は2,000円から4,000円となっておりますので、本市の自己負担額は適切であると考えております。

限られた財源を最大限有効に活用した予防接種施策を展開する中で、一部負担金引下げ及び2回目の接種を任意予防接種事業の対象にすることは難しいと考えております。

## 8. 健診・検診

### ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

#### 回 答 (こども家庭課)

本市におきましては、平成29年4月1日以降に出産された産婦を対象に産婦健診助成事業を始めております。産婦健診は産婦の健康状態を確認するだけでなく、支援が必要となる産婦を把握し、適切な支援につなげる入口となることから、令和6年4月より、産婦健診の助成回数を2回に拡充しております。

### ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

#### 回 答 (こども家庭課)

本市におきましては、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診の機会はありません。国の方針では、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制の整備や、5歳児健診の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備が求められています。5歳児に対して健康診査を行うことで、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価し、必要に応じてその後の医療・福祉・教育などのフォローアップにつなげることによって、課題となっている行動の改善につなげたり、環境を調整することで社会生活への適応がスムーズになることが期待できると考えております。引き続き、国の動向や県内で実施している市町の状況を踏まえながら、5歳児健診の実施について検討してまいります。

### ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

#### 回 答 (健康課)

本市におきましては、平成8年度から歯科医療機関委託による健診事業を実施しており、妊娠中から産後1年未満の妊産婦が期間内に1回、無料で歯科健診を受けることができるようになっております。事業開始当初は、全妊産婦の2割程度の受診率でしたが、母子健康手帳交付時の個別指導やパパママ教室での健康教育、市広報誌・ホームページを利用した受診勧奨を行い、受診率は徐々に伸びており、近年は約5割ほどの受診となっております。厳しい財政状況下で妊婦・産婦共に対象とする健診助成は難しいと考えておりますが、妊娠・出産期は、口腔内の状態が変化しやすいため、今後も引き続き、口腔内及び歯の健康管理に関する知識の普及・啓発に努め、様々な機会を利用し、現行の助成制度の利用を促進していきたいと考えております。

### ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

#### 回 答 (健康課)

歯科衛生士につきましては、昭和54年度から配置しており、乳幼児から高齢者まで幅広い対象に対し、様々な歯科保健事業を実施しております。各種健診等の保健事業を実施するに当たっては、当日必要な人員は確保できておりますので、現時点では、歯科衛生士を複数配置することは考えておりません。

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

回 答（長寿課）

地域医療構想は愛知県が策定している計画であり、今後も尾張東部構想区域につきましての状況や方策を注視してまいります。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

回 答（健康課）

一部事務組合立の公立病院と看護専門学校がありますが、それぞれ病院や学校を中心に確保対策、奨学金制度の実施や検討がなされている状況です。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

回 答（健康課）

本市の常勤の保健師は24名で、6課に分散配置されております。

保健福祉センター内には、常勤（保健師16名、歯科衛生士1名）、会計年度任用職員（保健師2名、看護師2名、助産師2名、管理栄養士1名、運動指導士1名）が配置され、様々な保健予防事業を実施しております。

現時点では、増員する計画はありませんが、人事部局と協議し、適正人数の配置を検討してまいります。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

#### 回 答 (保険医療課)

国庫負担の引き上げ等につきましては、昨年に引き続き、令和7年8月8日に開催されました愛知県市長会による県・市懇談会に要望したほか、令和7年6月4日に開催されました第95回全国市長会議においてとりまとめ、「提言」として国へ要望を提出しました。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

#### 回 答 (保険医療課)

マクロ経済スライドは、賃金や物価の伸びと社会情勢（現役世代の減少や平均余命の伸び）を踏まえた給付水準調整です。長期的な収支見通しを立て、定期的に財政検証を行いながら給付と負担のバランスに努めております。年金支給開始年齢は、平均余命の伸長や高齢者の雇用確保等、将来にわたり持続可能な年金制度にするため検討を行いながら引上げを行うものです。全額国庫負担による最低保障年金制度の実現には巨額の税財源が必要とされ、これらを国に要望することは考えておりません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

#### 回 答 (長寿課)

現時点におきましては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、今後国におきまして、給付と負担のあり方について議論されていく予定です。

本市におきましては、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合に機会を捉えて意見・要望をしてまいりたいと考えております。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

#### 回 答 (長寿課)

介護労働者の安定雇用のための処遇の改善につきましては、介護報酬における介護職員等処遇改善加算にて措置されており、同加算は令和6年6月に見直しがされており、見直しの効果を見定める必要があると考えているため、現時点で国に対して財政支援を強める要望は考えておりません。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

#### 回 答 (長寿課)

現時点におきましては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、今後国において、費用対効果を含めて検討が必要であり、必要な知見を収集していく予定とされています。

本市におきましては、国における議論の推移を見守りながら、必要な場合に機会を捉えて意見・要望をしてまいりたいと考えております。

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

回 答（保険医療課）

子ども医療費につきましては、全国一律の国の保障制度を創設するよう、令和7年6月4日付けで全国市長会から国会議員及び関係府省等に提出し、その実現について要請しております。

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

回 答（教育政策課）

義務教育における学校給食費の保護者負担につきましては、自治体間格差が生じないように、全国一律の制度とし、国の財政負担により完全無償化を実現するよう、愛知県市長会を通じて、国に要望しております。

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

回 答（地域福祉課）

軽度の障害者向け施設は充足しているものの重度の障害者向け施設が足りていない現状につきましては、国においても認識されており、議論されているところであるため、現時点での意見書の提出は考えておりませんが、今後の政策の動向を注視してまいります。

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

回 答（健康課）

現時点におきまして、意見書・要望書の提出予定はございません。

回 答（地域福祉課）

全産業平均との格差の解消は望ましいと考えますが、現時点では、国への要望等を行うことは考えておりません。

回 答（長寿課）

全産業平均との格差の解消は望ましいと考えますが、介護報酬の大幅な引き上げにつきましては、被保険者の利用者負担に影響するとともに、介護保険財政にも影響を及ぼすことから慎重に検討されるべきものであり、現時点での意見書の提出は考えておりません。

## 2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

回 答（保険医療課）

機会をとらえ、補助金等の増額、拡充を要望してまいります。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

回 答（長寿課）

現時点におきましては、意見書・要望書の提出予定はありませんが、引き続き調査報告に基づく国の動向を注視しながら、必要な場合に機会を捉えて意見・要望をしてまいりたいと考えております。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

回 答（保険医療課）

機会をとらえ、県内どの市町村に居住していても、子どもが窓口負担なく等しく医療を受けられる体制実現について要望してまいります。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

回 答（教育政策課）

昨年8月に開催された県・市懇談会の懇談テーマに、愛知県市長会東尾張ブロックの構成各市の連名で「学校給食費の無償化に向けた交付金制度の創設について」を提出しております。

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

回 答（長寿課）

地域に必要な病床数や感染症病床数は愛知県地域医療構想において、広い視点に立って検討されるものであり、これらの病床数の過不足につきましては本市で把握しかねることから、現時点での意見書の提出は考えておりません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

回 答（長寿課）

現時点におきましては、意見書の提出予定はございませんが、介護事業所等からさらなる支援を求める意見を多数いただき、必要と考える場合には、機会を捉えて意見・要望をしていきたいと考えております。

以上